

種畜所有者の皆様へ（肉用牛）

等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から等級判定基準が変わります。

	特 級	1 級	2 級		
血統	国内の血統証明書がある				
能力	日齢枝肉重量	脂肪交雑	産肉能力検 定を受けて いる	産肉能力検 定を受けて いない	
	黒毛和種	531			5.7
	褐毛和種 (熊本系)	628			3.8
	褐毛和種 (高知系)	533			3.4
日本短角種	634	2.1			
体型	体高140cm以上 (48ヶ月齢以上のものに限る。ただし、熊 本系褐毛和種は139cm以上。)		左記以外		

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜検査の番号が、「1」+「個体識別番号(10桁)」の11桁
になります。 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

牛コード
(1桁)

個体識別番号
(10桁)

連絡先: 農林水産省生産局畜産部畜産振興課
電話03-6744-2587